

報告論文

あるベトナム難民家族における 犯罪の発生と影響

若松亮太 共同通信社

キーワード：ベトナム，難民，犯罪

本報告は、日本に定住したベトナム難民のある家族が、貧困などを背景に薬物使用や窃盗という犯罪にかかわり、家族の分裂などに至った事例について、その主要な出来事を紹介し、若干の考察を行うものである。ベトナム生まれの父母と長女、日本生まれの次女が経験したことは、不十分な日本語力による生活の困難さや貧困、薬物使用や窃盗などの犯罪、父母の逮捕や裁判・服役・入管施設への長期収容、子どもの学習上の困難さやいじめ、父母の離婚、児童相談所による保護、母子の長期間に及ぶ離別、オーストラリアへの再移住などである。本報告は定住における不幸な側面を難民個人の内面から理解し、母国以外の国へ移動することの意味などについて若干の考察を行うものである。

1 はじめに

日本は2010年、第三国定住制度によるミャンマー難民(カレン民族)の再定住を3カ年のパイロットケースとして始めた。日本はかつて約1万1千人のインドシナ難民を受け入れたが、その一部はこのミャンマー難民と同様に第三国定住による来日であり、その定着状況を検証することは、第三国定住制度の日本における着実な発展のためにも一定の意義があるはずだ。

この報告は、ベトナム出身のある難民家族に起きた一連の出来事を、筆者が2007年6月から2010年12月にかけて当事者や支援者らに直接、聞き取りを行い、その内容を抜粋したものからなる。筆者は来日前のベトナムにいた時の状況や日本への経由地である香港のキャンプおよびオーストラリアでの生活などについても詳しく取材したが、本報告では、主に日本での状況を紹介する。

2 家族構成と略歴

家族は、父、母、長女、次女の4人からなる。

父(1961年生まれの49歳)はベトナム北部の港町ハイフォン出身。色白で彫りが深い美男子である。祖父がフランス軍兵士だったという。フランス支配下にあったベトナムで、現地のベトナム人女性

と結婚することなく生まれた子の子ども(孫)に当たる自分は、フランス人の血が流れていることから様々な差別に遭った、と話す。ベトナムでは、かつての支配者であったフランス人とベトナム人の間に生まれた子孫はコーンライ(CON LAI=混血の子ども)あるいはライフアツ(フランス人との混血)と呼ばれ、就職上の差別や、役人に賄賂を要求され払わないと暴力を振られるなどの差別が存在する。彼はベトナムから最初に渡った香港のキャンプで麻薬を覚え、来日後も薬物を使用したり、窃盗を行ったりした上、家族を殴るなどの暴行も繰り返し行い、刑務所に何度も服役。離婚し、現在は大阪府内に1人で暮らしている。

母(1960年生まれの50歳)はベトナム北部の都市ナンディン出身。差別に遭う男性を夫に持ったことから子どもの将来に不安を感じ、出国して難民になることを決意した。先進国に行くことで子どもにより良い教育を受けさせ、自分自身も経済的に豊かになることを同時に希望していた。来日後、夫の薬物使用により生活が困窮し、子どもの食料を確保するために始めた万引が常態化。やがて逮捕され、執行猶予付の有罪判決を受けてもなお、万引を繰り返したことから、実刑判決を受けて服役し、家族と離ればなれの生活を長く過ごした。

長女(1984年生まれの26歳)は来日後、勉強に励み短期間で日本語を身に付けた上で、家族のために通訳を行うなどした。入学した日本の学校では様々ないじめに遭ったが、猛烈に勉強して優秀な成績を取ることでね返した。その後、単身、オーストラリアへ渡って勉強を続けて高校・大学に進学し、オーストラリア国籍の取得も果たした。

次女(1996年生まれの14歳)は、父が薬物を使用したり、母が窃盗で逮捕されたりするという環境の中で成長。保育園在園時には母親が逮捕(その後、実刑判決を受けて服役)されたことから児童相談所に保護され、里親委託に付された。里親のもとで成長したが、様々な困難を経験した。

3 来日の経緯

1989年春、最初に母が長女を連れてベトナムを出国。中国、マカオを経由して香港のキャンプに入る。遅れて父も香港に入り、90年に家族全員(父・母・長女)が難民と認められる。95年5月に来日し、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部による国際救援センター(東京都品川区)に入所する。父は香港のキャンプ滞在中に友人の勧めで薬物を使用するようになり、母が薬物購入の代金を渡さないと怒って母を殴るなど、暴力を繰り返した。ただし、来日前の一定期間は入国に必要な審査等で不審を買わないようにするため薬物の使用を控えていた。

4 日本への定住と数々の事件

家族は96年5月に国際救援センターを退所。長女は日本語を巧みに話せるようになり、日本語で書かれた子ども向けの本やマンガも読めるようになっていたが、父と母は日本語をたどたどしくしか話せない状態で、日本人と交流することは少なく、もっぱらベトナム人同士の付き合いを好んだ。父は関東の地方都市の会社に就職し、鋼材を切断するなどの仕事をした。母は次女を妊娠していたため

当初は仕事をしていなかった。

父は知人のベトナム人から薬物を買うようになり、仕事には行かず、自宅の6畳程度の部屋にこもりきって薬物を使用することに明け暮れた。父によると、薬物はタバコに加え、水で少し湿らせてから火を付けて、ゆっくりゆっくり吸って使用。「気持ち良くて、頭の中が空を飛ぶようだった」と父は振り返る。部屋中がタバコや薬物の灰と煙に汚れ、淀んだ。

父がめったに働かなくなったため家族の生活は困窮した。次女の出生に伴う出費の増加も家計を悪化させた。母は十分な食材を買えず、家族には毎日のようにモヤシと豆腐、卵ばかりのおかずを作った。ある日はモヤシを茹で、次の日はモヤシを炒め、別な日はサラダにするということを繰り返した。父は薬物が無くなれば、母からわずかな金を奪い、外に飛び出した。母がお金を渡すのを拒否したり、薬をやめて仕事に行くように求めたりすると暴力を振るわれ、あばら骨にひびが入り、ほほから血が流れるなどのけがを負うこともしばしばあった。

食べ物がない時は、友人のベトナム人が万引してきた食べ物をもらって食べていた。もらった海老や肉を料理して出すと、食べ盛りだった長女(当時11歳)は、食べ物が入手された経緯を知らないまま「おいしい! お母さん、勉強頑張るよ」と無邪気に喜び、いつもより2時間も長く勉強した。母は食塩をたくさん入れて、御飯が何杯も食べられるような味付けにした。周囲の友人は「なんで万引しないの? 万引しないのはバカ!」と言って、万引をするように勧めてきた。そこで、母はスーパーで初めて肉や魚、くだものを盗んだ。「しちゃいけないことをしてしまった」。両親に教えられた道徳を超えてしまい、物凄い葛藤を感じた。間もなく警察に逮捕され、10日間、留置場に入った後、釈放された。

生まれたばかりの次女は、なかなか母乳を飲んでくれず、母は買った粉ミルクを与えていた。しかし、97年初夏、ついに粉ミルクを買うお金が絶えた。このころ、母はリサイクル店でテレビやエアコン、冷蔵庫などをコンテナに運び込む、時給770円のアルバイトをしていた。母は御飯をお湯で煮て上澄みを取った「おもゆ」を与えたが、なかなか飲んでくれず途方に暮れた。しだいに、次女は衰弱し、身体がだんだんとしぼんでいくように見え、泣き声さえも上げなくなった。母は「このままじゃ、死んでしまう」と思い詰め、とっさに次女を乳母車に乗せ、電車に乗って隣町のスーパーに駆け込んだ。商品棚から粉ミルクの箱をつかみ取り、乳母車に入れて隠して万引した。顔から血の気が引いて、両手がぶるぶると震えた。店の出口に近づいた時、今までおとなしかった次女が突然、大きな泣き声を上げた。「見つかってしまう」と焦り、力を込めて乳母車を外に押し出して逃げた。

次々と食べ物などの万引を続けた。粉ミルクの万引から2カ月後に店員に見つかり、警察に引き渡されたが、幼い子どものためという理由から、家に帰された。だが、万引をやめることはなく、同年冬、おむつや野菜、ビールを盗んだとして逮捕・起訴され、翌98年初め、執行猶予付の有罪判決を受けた。公判では長女が弁護側証人となり、母親をしっかりと支えて更生させることなどを日本語で述べ、裁判官らを感動させた。

10歳で来日した長女は、入学した日本の小学校で同級生から「ベトナム帰れ」などと言われ、いじめられ続けた。長女は「難民なのに、帰れないのに、いじめられた。くやしくて、くやしくて」と思い、毎晩遅くまで勉強した。毎日、漢字を3つ憶えないと寝ないと決め、小学6年生ごろには、小学5年生までの漢字はすべて覚えた。英語は香港のキャンプ滞在中に覚えたため得意で、中学では学年の

中でも上位の成績を修め、姉妹校の関係にあったオーストラリア・シドニーの中学校に、夏休みの短期留学に行く生徒に選ばれた(98年夏)。実際に行ってみると、オーストラリアの学校は楽しくてしかたがなかった。日本のようにいじめに遭うことはなく、自由な雰囲気にあふれていた。たまたま母の親友の女性がシドニー在住だったため、その家で寝起きして学校に通ったが、夏休みが終わるころには日本に戻りたくなくなり、しばらくの間、そのままシドニーに居続けることになった。

母は98年秋、父がまともに働かずに薬物使用を繰り返し、暴力も絶えないことから離婚を求め、父もこれに応じた。ただ、離婚後も父は同居を続けるなど実態は何も変わらなかった(当報告では以降も「父」と表現)。母は万引をやめられず、仲間もできて、自分たちの食べる分だけではなく、ブランドーなどの高級品を盗んでは売り、現金を稼ぐようになった。盗むこと自体が面白いとさえ思うようになっていた。そして、99年の秋、再び逮捕され、今度は実刑判決を受けた。前の執行猶予付判決の刑期と合わせて、刑期は懲役2年4月となった。母は逮捕後、留置場の中で自分が起こした事件の結果、家族と離ればなれになり、子どもたちにつらい思いをさせている自分を責め続けた。「もう、これ以上、子どもを育ててはいけない」と思い詰め、留置場で入浴した際、シャワーのパイプに自分の衣服をひっかけ、首をつって自殺を図った。運良く、監視の係官に見つかり、意識不明の状態が数日間続いたものの、命は助かった。

長女は日本の知人からの電話で「ママが逮捕された」と知らされた。父もこの時期、薬物の使用によって実刑判決を受け、服役中だったため(翌2000年初め、母の収監後まもなく出所)、長女は「もう、日本には帰れない」と悟り、滞在先の母の親友に「日本には帰れなくなったから、私を育ててください」と頼み込んだ。親友の幼い子どもたちのベビーシッターや皿洗い、掃除など、家政婦のような生活をしながら食べさせてもらい、学校に通い続けた。後に長女は自力でオーストラリアでの在留資格を取得。高校および大学への進学も果たし、オーストラリア国籍も取得した。

一方、次女は一時、児童相談所の施設で保護されていたが、父が出所後に引き取って育てた。父は次女を連れて友達のベトナム人宅に転がり込んだが、一方で薬物の使用を続け、薬物の煙が立ち込める部屋の中で幼い次女も暮らした。やがて、母の両親(ベトナム在住)が次女を預かって育てることになり、父の知人が次女をベトナムに連れて行った。母は01年秋に仮釈放により出所、次女をベトナムから連れ帰り、自力で育てたが、万引は相変わらず続け、翌02年夏に、また逮捕された。

次女(当時5歳)は母の逮捕をきっかけに児童相談所の保護を受けた。父は既に離婚し、子どもを扶養する能力に欠けていた上、母が「預かってほしい」と頼んだためだ。母の逮捕当日、保育園にいた次女は、いつも迎えに来てくれる母がいつまでたっても来ないのを不安に思いながら遊んでいるところに相談所職員の男性が突然来て、「お母さんに会わせてあげるから」と言って連れ出した。後に里親となる家庭に連れて行かれ、母を待っていたが、空が暗くなってもいっこうに会えず寂しさを募らせた。里親の家では、暖かいハンバーグを食べさせてもらい、ほかの里子2人と一緒に花火をして遊んだため寂しい気も紛れた。ただ、母と離ればなれになった理由も何も知らされないまま「わたし、お母さんに捨てられたんだ」という思いだけが心に深く刻み着いた。

逮捕から数日後、母のいる警察署の留置場に児童相談所職員が里親(男性)を連れて来て、「この人があなたの子どもを預かるから安心してください」と紹介され、母は「お願いします」と言った。その

後、警察官が留置場の居室内に来て母に文書を示し、名前を書いて母印を押すように言われた。漢字ばかりの文書で、何を書いているのか理解できなかったが、促されるままに名前を書いた。02年秋に懲役1年2月の判決が出て、母は翌03年初め、収監された。04年初めに所出したが、退去強制手続により東京入国管理局(東京都港区)の施設を経て、同年春から西日本入国管理センター(大阪府茨木市)に収容された。

母が東京入管の施設にいた時、里親が次女を連れて面会に来た。次女は「ママ、ママ、ママ、ママ」と大声で泣きながら、面会室の厚いガラスを両手で叩き続けた。里親は「あなたはちゃんとベトナムに返す。日本にはいられない」という意味のことを言った。母は里親が誤解していると思って「違う、違う。私は難民だから絶対にベトナムに帰れない」と反論したが、里親は「安心してください。子どもが18歳になるまで面倒見る」と答えた。

西日本入管センターに移った母のもとに次女から手紙が届いた。差出人名は、母が付けたベトナム語の名前ではなく、日本人風の名前に変わっていた。封を開いて読むと「ママ、ベトナムに帰ってください」と書いてあった。母はショックを受け、両手で手紙を破り捨てたが、その後も繰り返し「ベトナムに帰ってください。ママ、安心してください。ママ、ベトナムに帰ってください」と書いた手紙が届いた。

母は西日本入管センターへの収容から約半年後の04年秋に仮放免となった。すぐに次女と面会したが、以降は何度、児童相談所に求めてもさまざまな理由を付けて応じてもらえず、翌05年初夏まで面会がかなわなかった。その後も母の希望するどおりには面会ができなかった。06年春、母に在留特別許可が出たため、次女が児童相談所の措置が解除されて戻ってきた場合に備えて小学校に近いところにアパートを借りて子ども部屋まで用意。次女を母のもとに戻すよう再三にわたって求めたが、児童相談所は措置の解除に応じなかった。

その後、母が知らないまま日本人風の通称名を学校などで用いていたことや、次女が里親から叩かれるなどの暴力を受けていたことなどが次々と判明。母は弁護士などを介して児童相談所と交渉を繰り返した結果、07年夏になってようやく措置が解除され、次女と同居することができた。

しかし、母は日本での生活をあきらめる一方で、成人した長女の住むオーストラリアでの生活に新たな希望を抱き、08年秋に次女と共にオーストラリアへ再度の移住を果たした。現在、長女と一緒に新たな生活基盤を築きつつある。

5 考察

難民にとって成功や幸福とは何なのであろうか。難民として母国以外の国に移動することはどのような意味を持つのであろうか。母国における迫害や差別、様々な恐怖から離脱できることはもちろんだが、第三国などに移動したことをきっかけに母国よりも高等な教育を受けたり、より賃金の高い職業を獲得したりすることも成功の一つとされる。しかし、難民として移動した先で、必ずしも成功あるいは幸福と言えない状況に陥ることもある。本報告で紹介したような薬物使用や窃盗などの犯罪は、困窮した生活からの脱出や、定住先で抱えたストレスなどの解消手段という側面があるが、当事者の

言動に照らして考えると、難民自身の欲望の増大と自己を制御する規範意識の低下が同時に進行して招来した、とも言える。

このような難民個人が抱く欲望や規範意識、葛藤などの内面を詳しく理解することは、難民がいかなる存在であるかを追究し、人間理解を深めていく上で重要なプロセスとなる。ただ、この際、注意すべきなのは犯罪という一般に批判されるべき結果にとらわれ、欲望の増大や規範意識の低下という側面のみを強調、あるいは問題視して考察を終えてしまうことである。難民という人間存在を理解するためには、犯罪を招くほどの欲望の増大や規範意識の欠如が、どのような過程を経て生じたのかをさらに追究する必要がある。

本報告では、その過程を検討するのに十分な材料を提供してはいないが、筆者の全体的な取材結果に基づくと、ベトナム戦争下での被害や差別に遭った状況、日本での処遇による影響も無視することはできない。今後も取材結果の整理と考察を進めていきたい。

Occurrence of Crime and Influence in a Certain Vietnamese Refugee Family

WAKAMATSU Ryota

Kyodonews

key words: Vietnamese, refugee, crime

This report covers the events of the crime etc. that occur to the refugee family from Vietnam that came to Japan in 1995. Parents and the eldest daughter were born in Vietnam, and the second daughter was born in Japan.

What they experienced is as follows ; the hard living due to the lack of a Japanese ability, poverty, crimes of the drug use and the theft, parents' arrest, trial, penal servitudes, families' division, protects and integrates by Child Guidance Centers, and a re-migration to Australia, etc.

This report promotes greater understanding about the refugee's desire and the normative consciousness, and considers the meaning of the movement to other countries from the home country.